

『三帖和讃』のシムについて

来 田 隆

目 次

- 一、問題の所在
- 二、『三帖和讃』の敬語表現
- 三、特殊用法のシム
 - 1 被支配待遇的表現のシム
 - (1) 被動
 - (2) 許容依頼
 - 2 使役性強調表現のシム
- 四、結び

一、問題の所在

親鸞の『三帖和讃』に用いられている助動詞シムには、使役を表す用法とは解しがたい特殊用法のシムが少なからず見られる。特殊用法のシムというのは、例えば次のような例である。

○自力聖道ノ菩提心 コ、ロモコトハモオヨハレス 常没流転ノ凡愚ハ イカテカ発起セシムヘキ (正18)

これは、「自力聖道の菩提心はまことに高遠で、思慮も言説も及ばれない。常没流転の凡夫にはどうしてこれを起こすことができよう」(現代語訳は『古典文学大系』所収の『三帖和讃』の頭注による。以下同じ)という意である。「発起ス」る動作主体は、「常没流転ノ凡愚」である。使役表現の文構造は、主語と述語(動詞)との関係から言えば、

〔主語X+X以外を動作主体とする動詞+シム〕

という構造である。ところが、右の場合は、

〔主語X+Xを動作主体とする動詞+シム〕

という構造である。従って、このようなシムは使役を表すものとは考え難いわけである。

この特殊用法のシムについては、次に掲げるように諸氏によって種々に論じられて来ている。

①榎克明「再帰的助動詞『シム』——シンラン研究のついで——」(『語文』17 昭和31・7)

②中川浩文「三帖和讃における『シム』の用法」(『女子大國文』3 昭和40・5)

③片岡了「中世における『シム』の一用法」(『大谷学報』44の4 昭和43・3)

④重見一行「親鸞の和讃における『シム』の用法」(『国語国文』昭和52・10)

①の榎氏は、シムが単独で尊敬や謙譲を表すということは認めない立場である。氏は右のようなシムを「凡夫がみずからをして発起せしむ」の意を表すと解すべきものとされ、「再帰的用法」のシムであると説かれる。②の中川氏は、シムが単独で尊敬や謙譲を表すことを認められるのであつて、尊敬の他に謙讓的性格の濃厚な語に付いて謙讓の意を表す例がある(『大鏡』や『宇津保物語』にその類例あり)とされる。そして、右の例の場合、「発起ス」は凡愚の行為であるゆえ、謙讓(「自力聖道ノ菩提心」に対する敬意)を表すものと説かれる。③の片岡氏は、シム単独で尊敬や謙讓の意味を認められる点では中川氏と同様である。しかし、謙讓の意味の無い動詞に付いて用いられるシムで、使役あるいは尊敬・謙讓とは解されないものについては、丁寧(あらたまつた心持ちの表現)を表すものであるとされた。右の例の場合、「発

起ス」には謙讓の意味はないゆえ、丁寧を表すものとされるわけである。④の重見氏は『三帖和讃』の特殊なシムの用法を、和化漢文の「令」の用法に関連づけて考察されている。氏は和化漢文に見られる特殊用法の「令」を「莊重表現効果を有する補助動詞的用法」と解すべきであるとされ、親鸞の『三帖和讃』等に見られる特殊な用法のシムは、和化漢文の「令」の持つ漢文的莊重感を和文に取り入れたものとされている。氏の論によれば、右のシムも莊重感を付与するものということになる。

このように、『三帖和讃』のシムの意義・用法について種々説かれているが、なお検討すべき問題を残している。榎氏は『三帖和讃』に特殊な用法のシムが存することを早く指摘されたのであるが、「再帰的用法」は同じ使役の助動詞でもス・サスには見られないという点で問題のあるところである。使役ではないとすれば、このようなシムは中川・片岡氏のように尊敬・謙讓・丁寧といった敬語表現に関わるものかとも考えられるけれども、シムはシメタマフの形式で尊敬を表す以外に、単独で尊敬・謙讓・丁寧を表す例というのは一般的には見られないものである。なお、『古典文学大系』や『思想大系』所収の『三帖和讃』の頭注でも単独で尊敬・謙讓の意味を認めた解釈になっている。

和化漢文の「令」の用法については、本稿の筆者もかつて調査し、重見氏とは異なる見解を報告した。⁽¹⁾ すなわち、『吾妻鏡』にも特殊用法（主語X+Xを動作主体とする動詞+シム）構文の「令」が見られるのであるが、その意義・用法について、(1)被支配待遇的表現の「令」と(2)他動詞文構成の「令」との二種であるとした。(1)の被支配待遇的表現というのは、森野崇明氏の用いられた用語である。氏は、『平家物語』の中の「越後国の住人城四郎長茂、数万の軍兵を率して発向せしむる間、当国横田河（原）にして合戦す」のようなシムについて、「ある強力なものの存在をバックにおいて、その影響下に行動する、自由意思に従って奔放に振る舞うのではない」という意を表すところのへ被支配待遇的な表現」と把握すべきものと説かれたのであるが、⁽²⁾『吾妻鏡』（寛永版本）の特殊用法の「令」も次に掲げるような被支配待遇を表すものがある（返点以外の訓点は省略）。すなわち、

a 著_二讚岐國、誘_二住人等_一欲_二相具、各_レ令_二帰伏_一 (三36オ)

b 侍中披_二返状_一之後、知_二神慮不快之由、更_レ令_二周章_一 (二32ウ)

c 頼朝こそ可_二勤仕_一事にて候へは、愚力の及候はん程ハ、可_レ令_二奔走_一候 (九5ウ)

d 于_レ時、令_レ與_二景親、奉_レ射_二源家_一之輩、後悔銷_レ魂 (二36オ)

のような「令」である。a bは、「帰伏ス」「周章ス」という動作・行為が支配者(他者)の直接的(a)あるいは間接的意向に従つて)なすところの行為である意を添えるもの、cのような「令」は、支配者の許可を頂いて(あるいは、意を添えるものと考えられる。そして、これらの「令」の意義・用法をa bは〈被動〉、cは〈許容依頼〉、dは〈恣意〉と名付けた。(2)他動詞文構成の「令」としたのは、例えば、

e 静へ静御前へ者、執行、頗令_二憐愍_一、相勞之後(五18オ)

のような用法で、動詞自体の持つ他者への働きかけの意を明示せんとするものと解することができるものである。

本稿は、『三帖和讃』の特殊用法のシムの意義・用法を再検討するものであるが、結論を先に述べるならば、『三帖和讃』の特殊用法のシムは、右に述べた『吾妻鏡』の「令」の用法に通ずるものである。

親鸞のシムの意義・用法については、従来は専ら『和讃』によつて考察されてきているのであるが、『教行信証』など他の著作物におけるシムの用法を併せ見ることが必要かつ有益である。例えば、「浄土和讃」は「讚阿弥陀仏偈」に依拠して作られたものであり、その「讚阿弥陀仏偈」は『教行信証』に収載されているように、両者は内容的にも深い関係がある。そこで本稿では、『三帖和讃』のシムの意義・用法を『教行信証』に見られるシムと比較しつつ考察することとする。

なお、調査に用いた底本は、『三帖和讃』は高田専修寺蔵国宝本(親鸞聖人真蹟集成)第三卷(法蔵館)複製、『教行信

証』は東本願寺蔵(章稿本)本(同上 第一・二巻)である。用例の所在は、複製本に付せられた頁数(行数)で示す。

二、『三帖和讃』の敬語表現

シムの意義・用法を考察する上で第一に問題になるのは、シム単独で尊敬や謙讓を表す用法を認め得るかどうかということである。まず、これについて検討する。『三帖和讃』は韻文という性格上、敬語表現にも自ずから制約があると考えられるので、『教行信証』の場合から見ることとする。助動詞シムに関わる敬語表現が当面問題になるので、動詞による敬語表現は除外して、補助動詞や助動詞による敬語表現のみを考察の対象とする。

『教行信証』においては、次に掲げるように尊敬表現には補助動詞タマフ・マシマスが、謙讓表現には補助動詞タテマツルが読み添えられている。⁽³⁾(用例を掲げるにあたっては、朱筆と墨筆と区別せず、また、声点や合符も省略する。以下同じ。)

○願成就^ノ文^ニ経^ニ言^ニ十^ニ方^ニ恒^ニ砂^ニ諸^ニ仏^ニ如^ニ来^ニ皆^ニ共^ニ讚^ニ嘆^ニ无^ニ量^ニ寿^ニ仏^ニ威^ニ神^ニ功^ニ徳^ニ不^ニ可^ニ思^ニ議^ニ ^(二17・2)

○如^ニ来^ニ所^ニ以^ニ興^ニ出^ニ ^(二136・5) 正^ニ信^ニ念^ニ仏^ニ偈^ニ ^(二17・2)

○十^ニ方^ニ諸^ニ大^ニ士^ニ恭^ニ敬^ニ 弥^ニ陀^ニ尊^ニ 故^ニ我^ニ歸^ニ命^ニ礼^ニ 无^ニ上^ニ兩^ニ足^ニ尊^ニ ^(二102・1)

○歸^ニ命^ニ无^ニ量^ニ寿^ニ如^ニ来^ニ 南^ニ无^ニ不^ニ可^ニ思^ニ議^ニ光^ニ ^(二135・3) 正^ニ信^ニ念^ニ仏^ニ偈^ニ ^(二102・1)

このような敬語の読み添えは全巻に亘って丁寧に加えられている。尊敬表現にはタマフ・マシマス、謙讓表現にはタテマツルを読み添えるのが『教行信証』の原則である。そしてこのような中に特殊用法のシムもまた少なからず見られるのである。

今、『三帖和讃』に関わりの深い「讚阿弥陀仏偈」の部分⁽¹⁾を挙げるならば次の如くである。

○道^ニ光^ニ明^ニ朗^ニ 色^ニ超^ニ絶^ニ 故^ニ仏^ニ又^ニ号^ニ清^ニ淨^ニ光^ニ 一^ニ蒙^ニ光^ニ照^ニ 罪^ニ垢^ニ除^ニ 皆^ニ得^ニ解^ニ脱^ニ 故^ニ頂^ニ礼^ニ 慈^ニ光^ニ遇^ニ 被^ニ施^ニ安^ニ樂^ニ

故^ニ仏^ニ又^ニ号^ニ歡^ニ喜^ニ光^ニ 光^ニ所^ニ至^ニ 処^ニ得^ニ法^ニ喜^ニ 稽^ニ首^ニ礼^ニ 大^ニ安^ニ慰^ニ ^(二55)

右の文章の中にはシムが三例見られるが、そのうちの二例の「得シム」は、使役のシムとしては不自然なものである。「得」の動作主体は衆生であり、その点からすれば謙讓を表すものとも見られる。しかし、同じく衆生を動作主体とする「頂礼ス」の方にはタテマツルが読み添えられているのである。このような事実からして、特殊用法のシムは尊敬あるいは謙讓といった敬語表現とは異なる意義を担うものであると見るべきであろう。

『三帖和讃』の敬語表現は、『教行信証』よりも簡素であるが、尊敬表現にはタマフ（五十五例）・マシマス（一例）・ル（ラル）（六例）が、謙讓表現にはタテマツル（六例）が用いられている。若干の例を掲げる。（用例を掲げるにあたっては、漢字に付せられた声点や左注は省略し、訓点も必要最少限にとどめる。以下同じ。）

- 一代諸教ノ信ヨリモ 弘願ノ信樂ナホカタシ 難中之難トトキタマヒ 无過此難トノヘタマフ（浄82）
 - ヨヨニ善導イテタマヒ 法照少康トシメシツ、 功德蔵ヲヒラキテソ 諸仏ノ本意トケタマフ（高71）
 - 十方微塵世界ノ 念仏ノ衆生ヲミソナワシ 撰取シテステサレハ 阿弥陀仏トナツケタマツル（浄97）
- その他、『三帖和讃』には尊敬表現のシメタマフが一例ながら見られる。

○源空存世ノソノトキニ 金色ノ光明ハナタシム 兼実博陸マノアタリ 拜見セシメタマヒケリ（高114）

シメタマフという形式は、『教行信証』にも存在する。しかし『教行信証』の本文は、その殆どが仏典からの引用で成り立っており、

- 往相者以己功德 廻施一切衆生 作願共住 阿弥陀如来安樂浄土（二56・2）
 - 勸一切凡夫 一日七日一心専念 弥陀名号 定得往生（三22・8）
- のように、すべて使役のシムにタマフが結合したものである。

表記体や文体の異なる『教行信証』と『三帖和讃』とを全く同様に取り扱うことはできないにせよ、尊敬表現や謙讓表現の面で、両者の用語には類似性が認められる。『三帖和讃』における使役の助動詞がシム専用であるのも、ここに注

意されるところである。従つて、『三帖和讃』のシムもまた、単独で尊敬や謙讓を表すものとは考え難いのである。

次下には『三帖和讃』のシムの意義・用法について、『教行信証』のそれと比較しつつ考察することとするが、『教行信証』は、その内容の殆どが仏典からの引用であるので、本文中の「令」「使」等は除外して、読み添えのシムのみを対象とする。

三、特殊用法のシム

『三帖和讃』には左注を除いて六十四例のシムが用いられている。すでに掲げたシメタマフを除く六十三例のシムのうち、使役（強制）を表すものは十七例である。若干の例を掲げる。⁽⁴⁾

○相好コト二百千ノ ヒカリヲ十方ニハナチテソ ツネニ妙法トキヒロメ 衆生ヲ仏道ニイラシムル（浄52）

○濁世ノ起悪造罪ハ 暴風駛雨ニコトナラス 諸仏コレラヲアワレミテ ス、メテ浄土ニ帰セシメリ（高66）

○本師龍樹菩薩ハ 智度十住毘婆娑等 ツクリテオホク西ヲホメ ス、メテ念仏セシメケリ（高5）

○三朝浄土ノ大師等 哀愍攝受シタマヒテ 眞実信心ス、メシメ 定聚ノクラキニ帰セシメヨ（正11）

○普婆大臣オサエテソ 却行而退セシメツ、 閻王ツルキラステシメテ 韋提ヲミヤニ禁シケル（浄91）⁽⁵⁾

なお、『教行信証』における読み添えのシムは、その七割近くが、

○菩薩了知一切衆生皆帰一道（二119・4）

○勸一切凡夫一日七日一心専念弥陀名号定得往生（三22・8）

の如く、使役（強制）を表すものである。

さて、『三帖和讃』の他の四十六例のシムが（主語X+Xを動作主体とする動詞+シム）構文で用いられる特殊用法のシムである。従来は「再帰的用法」とも、尊敬・謙讓・丁寧といった敬語表現に関わるものとも説明されてきたもので

ある。敬語表現と解する立場では、主語 X (＝動作主体 X) が釈迦・如来等の「上なるもの」の場合には尊敬を表すもの、衆生など「下なるもの」の場合には謙讓を表すものと説かれてはいるわけである。しかし、これらの特殊用法とされるシムは、次に順次説くように、1 被支配待遇的表現と 2 使役性強調表現との二用法と見ることができる。

1 被支配待遇的表現のシム

被支配待遇的表現のシムは、更に(1)〈被動〉のシムと(2)〈許容依頼〉のシムとに分けられる。

(1) 被動

〈被動〉のシムとされるは、次のような用例である。

1 自力聖道ノ菩提心、コ、ロモコトハモオヨハレス 常没流転ノ凡愚ハ イカテカ發起セシムヘキ (正 18)

2 眞実信心ウルヒトハ スナワチ定聚ノカスニイル 不退ノクラキニ住スレハ カナラス滅度ニイタラシム (浄 71)

3 煩惱具足ト信知シテ 本願力ニ乗スレハ スナワチ穢身ステハテ、法性常樂證セシム (高 81)

例 1 はすでに取り上げたものである。例 2 は大无量寿經の法蔵菩薩の誓願中の第十一願を讀したもので、「他力眞実の信心を獲る人は即時に正定聚不退の位に入る。不退の位に入ってしまうは、必然的に涅槃に至らしめられるのだ」という意味を述べたもので、中川氏は「涅槃に至らしめる」の意の使役とされているのに対して、片岡氏は丁寧であると説かれる。例 3 は「自身は煩惱を具足した凡夫と信知して、本願力に乗託すれば、不淨なこの身をなげ捨てて涅槃常樂の徳をさとらせ給う」とも解釈されるもので、中川氏は尊敬、片岡氏は丁寧と説かれている。

例 1 2 の「發起セシム」「滅度ニイタラシム」という形式は、次に掲げるように使役表現の中にも見られる。

○ 釈迦弥陀ハ慈悲ノ父母 種種ニ善巧方便シテ ワレラカ无上ノ信心ヲ 發起セシメタマヒケリ (高 82)

○ 尽十方ノ无碍光ハ 无明ノヤミヲテラシツ、一念歡喜スルヒトラ カナラス滅度ニイタラシム (高 44)

この場合の主語は「釈迦弥陀」と「尽十方ノ无碍光」である。ところが、例1・2・3の主語はすべて衆生である。いわば述部において主語が衆生から釈迦弥陀などに転換したような表現形式である。中川氏は例2を主語の転換と見られて、このシムを使役とされている。そして、「主語が転換しうるところが、和讃の表現法の特徴ではなからうか」とも説かれているのであるが、このようなシムは『教行信証』にも見られるものである。

○ 惑染凡夫信心発 証知生死即涅槃 (二140・3 「正信念仏偈」)

○ 開入本願大智海 行者正受 金剛心 (二141・3 「正信念仏偈」)

○ 又言愛樂所有善根迴向 願生生无量寿国 者随願 皆生 得不退転乃至无上正等菩提 (三・63・6)

第一例は条件句を含むものであるが、主語は「惑染ノ凡夫」であるゆえ、述部は「証知ス」とあるのが自然である。第二例では、「行者」が主語であるゆえ、「金剛心ヲ受ク」とありたいところ、第三例も「无量寿国ニ生ゼント願ス」る者「皆」が主語であるゆえ、「生ズ」とありたいところである。そのようにしても文の論理関係に変更は起こらない。次に掲げる「得シム」は、中川氏や片岡氏は使役と解されている。

4 釈迦弥陀ノ慈悲ヨリシ 願作仏心ハエシメタル 信心ノ智慧ニイリテコソ 仏恩報スルミトハナレ (正12)

5 往相ノ回向トトクコトハ 弥陀ノ方便トキイタリ 悲願ノ信行エシムレハ 生死スナワチ涅槃ナリ (高41)

6 還相ノ回向トトクコトハ 利他教化ノ果ヲエシメ スナワチ諸有ニ回入シテ 普賢ノ徳ヲ修スルナリ (高42)

7 弥陀ノ廻向成就シテ往相還相フツツナリ コレラノ回向ニヨリテコソ 心行トモニエシムナレ (高40)

しかし、これらの「得シム」も先掲の「発起セシム」と同類であると見ることができ、『教行信証』においても、この種のシムは「得」という動詞に付加されている例が多いのである。

○ 无量寿経言願往生者皆得往生 唯除五逆誹謗正法 (三163・2)

○ 一蒙光照 罪垢除 皆得解脱 故頂礼 (五55・5 「讚阿弥陀偈」)

○光所^ニ至^ルニ処^ニ得^ニ法喜^一、稽^レ首^レ頂^レ礼^ス (五55・7)「讚阿弥陀偈」

○此入^ニ出^レ功^ニ徳^ニ何^レ者^一是^レ釈^言、言^ニ入^ニ第^一門^ト者^以、礼^ニ拜^{シテ}阿^彌陀^仏、爲^ニ生^ニ、彼^レ國^ニ故^ニ得^ニ生^ニ、安^樂世^界、是^レ名^ニ第^一門^ト、
(四52・8)

主語は、それぞれ「往生ヲ願セム者」、「光照ヲ蒙ル」者、「光ノ至ル処」に居る者、「阿弥陀仏ヲ礼拜ス」る者である。主語を転換したようなシムは『三帖和讃』に限らないのであって、親鸞に特徴的な表現法であると言える。

『教行信証』は文類とも言うべきものであるが、その訓み方が親鸞独自のものであることは周知の事実である。親鸞のこのようなシムの読み添えは、その独自の思想に深く関わるものであろう。親鸞は、証巻において『教行信証』の基本思想を次のように述べている。

○夫案^ニ真^宗教^行信^証者^ハ如^來大^悲回^向之^利益^{ナリ}、故^若因^若果^无有^一事^ト、非^ニ阿^彌陀^如來^清淨^願心^之所^ニ回^向成^就、
(四15)

親鸞の説く「回向」は衆生が浄土に往生する面を往相とし、一度往生して再び衆生を救わんがためにこの世に還つて救済の働きをする面を還相とする。そして、往相も還相もともに如来よりの回向として、如来の働きそのものであると説かれる。⁽⁶⁾ 文表現上は不自然に見える読み添えのシムは、衆生のもろもろの行為を如来の働きによるものであるとする親鸞の思想が反映したものであると考えられる。すなわち、原典の仏典では衆生を動作主体とする動詞であっても、その動作・行為が如来の働きかけの結果であると解釈される場合には、原典の文表現上の形式に拘泥しないでシムを読み添えたものと考えられるのである。

原典の文の形式的論理関係に拘泥しないで、親鸞の解釈によって読み添えられたシムであれば、そのようなシムを読み添えなくとも文表現は成り立つ。事実、『教行信証』には、次に掲げるように、シムに関して修正したところがある。

○善^言策^進 求^ニ諸^白法^ニ、普^為群^生、勇^猛、无^ニ退^一、利^ニ益^ニ、世^間、大^願円^滿 (三46・4)

○又言彼国衆生若当生者皆悉究竟无上菩提到涅槃处(四八・四)

○若能发起菩提心一則能勤修仏功德(三三・五)

最初の例の「利益セシメ」は「スル」の上に「セシメ」と重書しており、第二例の「到ラシム」は「ル」の上に「シム」と重書している。第三例の「勤修セム」は「セシム」と書いた上に「セム」と重書し修正しているのである。

以上の検討から明らかのように、右に掲げた『三帖和讃』のシムは「教行信証」の「証知セシム」や「得シム」のシムと同じ用法である。例1で言えば、「發起ス」るのは衆生の行為であるけれども、それは如来がしからしめるところの行為に他ならないがゆえにシムを付加したものと考えられるのである。

このような主語を転換した如きシムの用法は、まさに被支配待遇的表現と呼ぶに相応しいものである。このようなシムは、「使役」に対応させて「被動」と称することができる。(主語X+Xを動作主体とする動詞+シム)という文表現形式に即すれば、「しせしめられる」という意味に相当するものである。

『三帖和讃』の次のようなシムも「被動」のシムと見ることがができる。

8 粟散片州ニ誕生シテ 念仏宗ヲヒロメシム 衆生化度ノタメニトテ コノ土ニタヒ、キタラシム(高123)

9 源空三五ノヨワイニテ 无常ノコトワリサトリツ、厭離ノ素懐ヲアラワシテ 菩提ノミチニソイラシメシ

(高112)

10 本師源空命終時 建曆二壬申歲 初春下旬第五日 浄土ニ還帰セシメケリ(高127)

11 齊朝ノ曇鸞和尚ハ 菩提流支ノオシエニテ 仙経ナカクヤキステ、浄土ニフカク帰セシメリ(高27)

12 釈迦耆提方便シテ 浄土ノ機縁熟スレハ 行雨大臣證トシテ 闍王逆害興セシム(浄94)

13 耆婆大臣オサエテシテ 却行而退セシメツ、闍王ツルキラステシメテ 章提ヲミヤニ禁シケル(浄91)

14 *末法五濁ノヨトナリテ 釈迦ノ遺教カクレシム 弥陀ノ悲願ハヒロマリテ 念仏往生トケヤスシ(正9*)「像」

補入・「法」ミセケチ

例8910はいずれも高僧和讃に属し、源空聖人の浄土宗開宗の徳を称えるもので、シムの付けられた動詞の動作主体は何れも源空聖人である。それゆえこれらのシムは尊敬を表すものと説かれている。⁽¹⁰⁾しかし、

○源空勢志ト示現シ アルイハ弥陀ト顕現ス 上皇群臣尊敬シ 京夷庶民欽仰ス(高16)

○弥陀如来化シテコソ 本師源空トシメシケリ 化縁ステニツキヌレハ 浄土ニカヘリタマヒニキ(高14)

などの和讃からも知られるように、源空聖人は弥陀・諸仏が変化して日本に現れたのである。源空聖人が「コノ土ニ来タル」のも、菩提の道に「イル」のも、「浄土ニ帰ス」のも、弥陀の意思によるものである。例11は曇鸞和尚が仙教を焼き捨てて浄土教に帰入したということであるが、その行為は「菩提流支ノオシエ」に従ったものである。それゆえに〈被動〉のシムを用いたものと考えられる。例1213はいずれも被支配者である闍王が表現形式上は主語の位置に立っている。通常の使役表現として解釈すれば、例12は、釈尊や韋提が方便して、浄土教を信受する機縁が熟すると闍王に逆悪を行わしめるという意であり、例13は、耆婆大臣が闍王に剣を捨てさせ、韋提を禁錮する事にしたという意である。例14は主語が事態であるという点で他と異なるものであるが、「末法五濁ノ世」という事態が、釈迦の遺教の「カクル」という結果を招いたというのであり、その〈被動〉の意味をシムが表していると解される。

ところで、〈被動〉のシムは被支配者の立場にある者が主語に立つけれども、その動作・行為は支配者の力(意思)によつて実現するものである。この場合、シムによつて表現されるのは「上なるもの」の意思・力である。一方、同じ構文ではあつても、その動作・行為は、本来、被支配者の主体性においてなされるものである場合もある。その場合、シムによつて強調されるのは「上なるもの」の意思・力に随順しようとする被支配者の意思・態度ということになる。前者の〈被動〉に対して、後者は〈許容依頼〉とすることができる。

(2) 許容依頼

『三帖和讃』のシムについて

まず、用例を掲げる。

- 15 上宮皇子方便シ 和国ノ有情ヲアワレミテ 如来ノ悲願弘宣セリ 慶喜奉讚セシムヘシ (正43)
 - 16 阿弥陀仏ノミナラキ、クワンキヤカワ歡喜讚仰セシムレハ 功德ノ宝ヲ具足シテ 一念大利无上ナリ (淨38)
 - 17 妙土広大超数限 本願莊嚴ヨリオコル 清淨大攝受ニ ケシユクキミヤウ稽首帰命セシムヘシ (淨44)
 - 18 仏光測量ナキユヘニ 難思光仏トナツケタリ 諸仏ハ往生嘆シツ、 弥陀ノ功德ヲ称セシム (淨21)
 - 19 本師源空ノ本地オハ 世俗ノヒト、アヒツタヘ 綽和尚ト称セシメ アルイハ善導トシメシケリ (高15)
 - 20 一形悪ヲツクレトモ 專精ニコ、ロラカケシメテ ツネニ念仏セシムレハ 諸障自然ニソコリヌ (高67)
 - 21 本師龍樹菩薩ノ オシエヲツタエキカムヒト 本願コ、ロニカケシメテ ツネニ弥陀ヲ称スヘシ (高9)
 - 22 仏恵功德ヲホメシメテ 十方ノ有縁ニキカシメム 信心ステニエムヒトハ ツネニ仏恩報スヘシ (淨58)
 - 23 コ、ロハヒトツニアラネトモ 雜行雜修コレニタリ 淨土ノ行ニアラヌオハ ヒトエニ雜修トナツケシム (高76)
 - 24 末法五濁ノ衆生ハ 聖道ノ修行セシムトモ シユキヤウヒトリモ證ヲエシトコソ 教主世尊ハトキタマヘ (「へ」はフの右傍書) (高64)
 - 25 勢志念仏円通エテ 五十二菩薩モロトモニ スナワチ座ヨリタ、シメテ 仏足ヲ頂礼セシメツ、 (淨126)
 - 26 源空智行ノ至徳ニハ 聖道諸宗ノ師主モ ミナモロトモニ帰セシメテ 一心金剛戒師トス (高113)
 - 27 善導大師證ヲコイ シヨウ定散二心ヲヒルカヘシ 貪瞋二河ノ譬喩ヲトキ 弘願ノ信心守護セシム (高77)
 - 28 教主世尊ニマフサシム 往昔恆河沙劫ニ 仏ヨニイテタマヘリキ 无量光トナツケタリ (淨土126)
- これらのシムも、従来は、謙讓(尊敬)を表すものとされている。例15などは「慶喜奉讚」に「ヨロコヒテホメタテマツルヘシトナリ」という左注があり、謙讓とする根拠にもされている。また、例17は「讚阿弥陀仏偈」を下敷きにしたものであるが、『教行信証』では、「稽首」という行為には、

○智慧光明不可量^ニ 故仏又号无量光^ト 有量諸相蒙^ル光^ヲ 是故稽^ニ首^ニ 真実明^ヲ (五52・4)

の如く、「タテマツル」が読み添えられていて、『三帖和讃』のシムを謙讓と解することに有利であるように見える。けれども、これらのシムも敬語表現に関わるものと解すべきではなからう。例えば、例18の「称セシム」は、主語が例18では「諸仏」であるから尊敬であるとされ、例19では「世俗ノヒトビト」であるから謙讓とされるわけであるが、同類の「称セシム」は『教行信証』にも存する。

○其光除^{テハ} 莫^{クハ}能^{クハ}憫^ム 故仏又号^ニ難思光^ト 十方諸仏嘆^シ往生^ヲ 称^シ其功德^ヲ (五56・3 「讚阿弥陀仏偈」)

○入第二門者以下贊^シ嘆^シ阿弥^ヲ 隨^ニ順名義^ニ 称^シ如来名^ヲ 依^テ如来光明智相^ニ 修行^上 故得^ニ入^ニ 大会衆^ノ 是名^ニ 入第二門^ト (四53・3)

前者は例18の依拠する「讚阿弥陀仏偈」である。もしこれらの「称ス」を尊敬表現あるいは謙讓表現にするとすれば、『教行信証』の読み添えの原則からして、タマフあるいはタテマツルが読み添えられるはずである。

このようなシムも被支配待遇的表現の一種と見ることができ、すでに述べたように、親鸞にあつては、阿弥陀仏と衆生との支配者と被支配者としての関係は絶対的なものであり、衆生のいかなる動作・行為も、すべて阿弥陀仏の支配下にある。そのような絶対的支配関係を支配者の意思・力に焦点を置いて表現するのが〈被動〉であつた。それに対してこれらのシムは、被支配者としての立場に焦点を置いた表現であると考えることができ、例15〜28のシムの付加された動詞を見ると、それらはすべて「下なるもの」の主体性においてなされる動作・行為である(例18の場合も、「弥陀」との関係からすれば、「諸仏」は「下なるもの」である)。「下なるもの」としての立場に焦点を置いた表現であるゆえ、これらのシムは、「上なるもの」の意思(弥陀如来の御心)を身に受けてくする、あるいは「自らの勤めとしてくする」という意を表すものと考えられる。よって、これを〈許容依頼〉と称する。〈許容依頼〉のシムは謙讓と意味上近似する。右の諸例を見ると、「歡喜讚仰ス・慶喜奉讚ス・稽首帰命ス・頂礼ス・申ス」といった謙讓の意を持つ動詞に付く例が目立つ

のであるが、それは、〈許容依頼〉のシムが被支配者としての立場を表現するものであるゆえ、謙讓動詞と結合しやすいということであろう。

以上は〔主語X+Xを動作主体とする動詞+シム〕の構文のシムのうち、「下なるもの」の動作・行為を表す動詞に付加する被支配待遇的表現のシムであったが、その他に動詞の動作主体が「上なるもの」の場合も存する。当然そのようなシムは被支配待遇のシムとは異なる意義を担うものである。

2 使役性強調表現のシム

使役性強調表現のシムは次のような例である。

- 29 浄土ノ大菩提心ハ 願作仏心ヲス、メシム | スナワチ願作仏心ヲ 度衆生心トナツケタリ (正20)
- 30 超日月光コノミニハ 念仏三昧オシヘシム | 十方ノ如来衆生ヲ 一子ノコトク憐念ス (浄土128)
- 31 无碍光仏ノノタマハク 未来ノ有情利セムトテ 大勢至菩薩ニ 智慧ノ念仏サツケシム (正27)
- 32 源空在世ノソノトキニ 金色ノ光明ハナタシム | 兼実博陸マノアタリ 拝見セシメタマヒケリ (高114)
- 33 源空光明ハナタシメ | 門徒ニツネニミセシメキ 賢哲愚夫モエラハレス 豪貴鄙賤モヘタテナシ (高120)
- 右の諸例は、和語の動詞の場合であるが、漢語サ変動詞の場合もある。
- 34 十方恒沙ノ諸仏ハ 極難信ノノリヲトキ 五濁悪世ノタメニトテ 證成護念セシメタリ (浄99)
- 35 源空ミツカラノタマハク 靈山会上ニアリシトキ 声聞僧ニマシワリテ 頭陀ヲ行シテ化度セシム (高112)
- 36 大聖オノ、モロトモニ 凡愚底下ノツミヒトヲ 逆悪モラサヌ誓願ニ 方便引入セシメケリ (浄93)
- 37 頻婆娑羅王勅セシメ | 宿因ソノ期ヲマタスシテ 仙人殺害ノムクヒニハ 七重ノムロニトチラレキ (浄88)

このような用法のシムも、それが無くとも文の論理関係に変更は起こらない。従来は主語(動詞の動作主体)が「上

なるもの」であるがゆえに、尊敬を表すものとされている。例29で言えば、「浄土他力の大菩提心は自分に成仏を願う心を勧め給う。この成仏を願う心をそのまま衆生を済度する心を用いるのである。」という意に解釈されるように、浄土の河

かかる用法のシムは『教行信証』にも見られる。

○華嚴経言ニノクマハク（中略）又言、如来能永断ククセムルコト一切衆生疑ニ（三55・2）

○有マシヤニ金剛智ニ能破クセムルコト衆生一切悪罪ニ（三122・6）

○指シテ讚ニ弥陀名号ヲ勸レ励ニ衆生ニ称念スレハ（三23・4）

○本師源空明ハカニテニ仏教ニ憐愍ニ善悪凡夫人ヲ（二142・1）「正信念仏偈」

○如来尊号ノ甚分明ナリ十方世界普流行ニ（二77・7）

第一例は、「一切衆生ノ疑ヲ断ツ」としても、また第二例は「衆生ノ一切悪罪ヲ破ス」でも文の論理関係に影響はない。「勸励ス」「憐愍ス」「流行ス」の場合も同様である。

例33の「見セシム」という語形は、早くは『将門記承徳三年点』の例や、『法華百座聞書抄』『解脱門義聴集記』などの中世片仮名交じり文資料に用例の存することはすでに指摘されているところである。「見セシム」は「見ス」という動詞の持つ使役の意味を強調してシムを重ねたものである。右の他のシムも、これと同様に、その付加する動詞の持つ使役の意味を強調するものと解することができる。

『教行信証』の場合、その動詞はすべて衆生への一方的働きかけ（使役の意味）を表すものである。『三帖和讃』の場合も、和語動詞は「勸ム・教ス・授ク・放ツ」といった、「上なるもの」から「下なるもの」への働きかけの意を有する動詞である。漢語サ変動詞の場合もこれと同様であって、「證成護念ス」（衆生のために法の正しいことを証言し、念仏の信心を失わないことを念ずるの意）、「化度ス」（衆生を教化し済度する意）、「方便引入ス」といった、いずれも衆生に対する働き

かけを意味する動詞である。例29の「勸ム」という動詞は、衆生への働きかけを端的に表すことばであるが、「勸メシム」は右の他に、

38 三朝浄土ノ大師等 哀愍攝受シタマヒテ 眞実信心ス、メシメ 定聚ノクラキニ帰セシメヨ (正11)

39 釈迦ハ要門ヒラキツ、 定散諸機ヲアワレミテ 正雜ニ行方便シ ヒトエニ専修ラス、メシム (高73)

40 本師道綽大師ハ 涅槃ノ広業サシオキテ 本願他力ヲタノミツ、 五濁ノ群生ス、メシム (高63)

41 釈迦ノ教法オホケレト 天親菩薩ハネムコロニ 煩惱成就ノワレラニハ 弥陀ノ弘誓ラス、メシム (高16)

42 濁世ノ有情ヲアワレミテ 勢至念仏ス、メシム 信心ノヒトラ攝取シテ 浄土ニ帰入セシメケリ (正28)

の五例も存する。このことも、これらのシムが動詞の持つ使役の意味を強調する働きを持つものであることをよく示している。「三帖和讃」や「教行信証」とは、ともに弥陀如来の絶対的支配を説く内容の文章であり、このような使役性強調表現のシムが多用されているのも自然なことと理解される。⁽⁹⁾

四、結び

本稿では、「三帖和讃」のシムの用法を「教行信証」の読み添えのシムと比較しつつ考察したが、それをまとめると次のようになる。

- (1) 『教行信証』においては、尊敬表現にはタマフ・マシマス、謙讓表現にはタテマツルが読み添えられるのであって、単独で用いられるシムは敬語表現に関わりのないものと考えるべきである。
- (2) 『三帖和讃』のシムと『教行信証』の読み添えのシムとは意義・用法を等しくするものである。『三帖和讃』のシムの用法は、直接的には『教行信証』の訓読文の影響を受けたものである。
- (3) 『三帖和讃』(『教行信証』)に見られる特殊用法のシムは、その意義・用法において『吾妻鏡』の特殊用法の「令」と

基本的には等しいものである。すなわち、被支配待遇的表現と使役性強調表現との二用法として把握することができる。

(4) 『三帖和讃』(『教行信証』)と『吾妻鑑』とは、表現内容や表現形式は異なるものである。しかし、両者はともに絶対的(強力)な支配被支配関係にある人の行為を述べる内容である点で共通の性格を有する。支配被支配関係を強調する文章であるがゆえに、かかる被支配待遇的表現や使役性を強調する表現が多用されるのだと考えられる。

以上であるが、『三帖和讃』や『教行信証』の理解に誤りを犯していることを恐れている。御批正を賜れば幸いである。

注

(1) 拙稿「和化漢文における『令』の二用法」(『鎌倉時代語研究』5輯 昭和57・5)、同「『吾妻鑑』における助動詞「令」の用法について」(『鎌倉時代語研究』12輯 平成元・7)

(2) 「助動詞シムの特殊用法」(『国文学言語と文芸』5巻3号 昭和38・3)
マシマスは極めて稀にしか存しない。

○須臾命断 仏迎将 (六37・4)
また、次のように「マツル」と付訓する例もある。

○光所至_ル処_ニ得_ユ法喜_ヲ 稽_ニ首頂礼大安慰_ヲ (五55・7)
しかし、右と同じ「讚阿弥陀仏偈」の他の箇所では、

○釈迦仏嘆_{シテ}尚_ニ不_レ尽_キ故我稽首_{シテ} (五56・8)

(4) のように、「タテマツル」の訓もあり、前者のような「マツル」は「タテマツル」を省略して記したものと考えられる。使役のシムは他に次がある。

「慈光ハルカニカフラシメ」(浄18)

「十方ノ有縁ニキカシメム」(浄58)

「南无阿弥陀仏トトナエシム」(浄14)

「本願弘誓ニ帰セシムル」(浄26)

「安楽世界ヲエラハシム」(浄87)

「浄土ニ帰セシムルナリ」(浄13)

『三帖和讃』のシムについて

「涅槃ノカトニソイラシメシ」(高28)

「スミヤカニトクサトラシム」(高38)

「カナラス滅度ニイタラシム」(高44)

「発起セシメタマヒケリ」(高82)

「浄土ニ帰入セシメケリ」(正28)

また、一例、経言を引用するところに読み添えのシム(使役)がある。

○(経言) 我本因地以念仏心入无生忍今於此界攝念仏人帰於浄土(浄133)
なお、

○耆婆月光ネムコロニ 是栴陀羅トハチシメテ 不宜任此ト奏シテソ 闍王ノ逆心イサメケル(浄90)
は、「ハヂシム」一語の動詞として除外した。

(5) 「却行而退セシメツ」は、「却行而退ス」る主体を耆婆大臣として「耆婆大臣はこと強く諫止して後退され」とする解釈(『日本古典大系 親鸞集 日蓮集』(名畑心順・多屋頼俊校注))も見られるが、「耆婆大臣はことに強く阿闍世を諫止して後退させつつ」(『岩波文庫 親鸞和讃集』(名畑心順校注))と使役のシムと解釈することもできるものである。

(6) 『日本思想大系 親鸞』解説(星野元豊)『教行信証』の思想と内容) 参照。

(7) 例9は松尾捨次郎氏『国語法論攷』でもシムが単独で尊敬を表すものとして挙例されているものである。

(8) 山田巖氏「院政時代の語法」(『岐阜大学文学芸部研究紀要報告—人文科学—』昭和29)、小林芳規先生「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』特縮号3 昭和45・3)。

(9) 注(1)拙稿において「他動詞文構成」と説いたところを「使役性強調表現」と改めている。
〔付記〕 本稿は、第十四回(平成元年度)鎌倉時代語研究会での口頭発表をまとめたものである。